

協議運賃について

乗合バスの運賃の変更については、通常は、国土交通大臣が適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを審査し許可します。しかし、運賃についての規定を定める「道路運送法」では、この運賃を地元の合意形成の基で決定することができる定められています（第9条第4項）。

「協議運賃」とは、こうした方法で決定された運賃のことを言い、これに係る合意形成の場が本協議会となります。

○道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

（1～3省略）

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

○小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、小樽市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

○運賃の変更について（札幌運輸支局資料より抜粋）

